

奈良県警察手数料条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和元年十一月二十二日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第二十三号

奈良県警察手数料条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

奈良県警察手数料条例の一部を改正する条例（令和元年十月奈良県条例第十五号）の施行期日は、令和元年十二月一日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。